

第 2 1 回障害者施策推進課長会議 議事概要

1. 開催日時 平成 2 0 年 9 月 2 5 日（木） 1 4 : 0 0 ~

2. 中央合同庁舎第 4 号館共用第 4 特別会議室（4 階）

3. ヒアリング対象者

千葉県大網白里町社会福祉児童課長 佐藤 重雄

福井県敦賀市福祉保健部地域福祉課長 河下 壽夫

○内閣府 それでは、定刻でございますので、ただいまから「障害者施策推進課長会議」を開催いたします。

私はこの会議の進行役をしております。内閣府の障害者施策担当の須田でございます。

本日は「障害者施策の在り方に係るヒアリング」ということで、お二人の方をお招きしております。

最初に、千葉県の大網白里町の社会福祉児童課の佐藤課長さんでいらっしゃいます。

お二人目は、福井県敦賀市福祉保健地域福祉課の河下課長さんでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のヒアリングの趣旨につきましては、あらかじめ御連絡をしているところでございますけれども、一応確認のために、お手元の資料 1 でございますが、ここで簡単に確認をしておきたいと思います。

内閣府で所管をしております障害者基本法の附則の 3 条におきまして、いわゆる検討の規定がございます。これによりますと政府は平成 16 年に、障害者基本法が改正になっているわけでございますけれども、その改正の施行から 5 年を目途として改正後の規定の実施状況、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化などを勘案し、障害者に関する政策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとなっているところでございます。

この検討を進めるために障害政策推進本部の下、この課長会議において、障害の当事者の方でありますとか、地方自治体の方などから御意見を伺いながら検討していくということで、本日、このように会議を開催したところでございます。

早速でございますが、最初に佐藤課長さんの方から御発言をいただきまして、その後に河下課長さんに御発言をいただきたいと思います。

補足等がありましたら、また佐藤課長さんの方から、補足発言をいただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○佐藤課長 私、大網白里町の佐藤と申します。本日は障害者関係の施策につきまして、

その障害者政策の概況、そしてレジュメにもございますが「障害者数」「障害者福祉サービスの提供体制」、そして「障害者政策の特徴」「その他」といたしまして、共生社会実現のための取組みの施策の方針等、最終的には障害者施策の実施における課題を踏まえた中で、今後の展望につきまして順次説明をさせていただきます。

持ち時間がおおむね 20 分ということですので、その間、御拝聴を願いたいと思います。

それでは、まず「1 障害者施策の概況」について、本町の状況から、御説明をさせていただきます。

「基礎的情報」ですが、このレジュメにもございますが、人口につきましては、平成 20 年 9 月 1 日現在で 50,393 名となっております。これは障害者計画が 5 年前に作成されました 49,265 人でございましたので、1,128 人ということで、おおむね 2.2% の人口の伸び率となっております。

「2 地理的・社会的条件等の地域的な特徴等」といたしましては、本町は東京都心から 60km 圏域に位置し九十九里平野のほぼ中央にあり、西は緑豊かな丘陵部、中央は広大な田園部、東は白砂青松の海岸部という特色のある豊かな自然を持つ風土を有しております。

町域は東西 14km、南北で最長部で約 7 km、総面積は 58.06km²、5,806 ヘクタールという形になります。

産業分類ですが、就業者数の割合は第一次産業が約 7 %、第二次産業が約 24%、第三次産業が 69%となっております。近年は東京千葉方面へのベッドタウンとして、若干ではありますが人口が増加傾向を示してきたところであります。

「障害者数」と申しますと、平成 20 年 3 月 31 日現在でございますが、全体では 1,874 名の方がいらっしゃいます。

内訳としては身体障害者 1,471 名、知的障害者 263 名、精神障害者 140 名という形で、全人口に占める割合はおおむね 3.7% となっており、千葉県が 3.8% ですので、同様の傾向の示しているものと認識しております。

「4. 障害者福祉サービスの提供体制」でございますが、レジュメにも図示してございますが、障害者自立支援法によります総合的な自立支援システムの全体像、これによりまして対応いたしておるということで御認識いただければと思います。

次に「②施策の特徴」でございますが、ここでは施策の企画立案・運営において特に配慮している事項ということで、今回の見直しに当たりましては、障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例、また第 4 次千葉県障害者計画策定のためのミニタウンミーティング開催結果、並びに障害者基本計画に係る後期の数値目標を定めました重点施策 5 か年計画、更には大網白里町地域福祉計画をしんしゃくしまして、企画立案をするに当たりましては、これらを反映するとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画との整合性に配慮してまいったところでございます。

また、本町で現在実施中の障害者計画の見直しに伴います町民アンケート調査の調査結果を踏まえまして、過去 5 年間の各種障害者施策の事業実績について、評価・分析し、併

せて課題の抽出を図った上で施策の体系として5つの分野に分けて障害にある人もない人も同じ社会生活を地域で送れるよう、住みやすいまちづくりを目指してまいり考えております。

特に「生活支援の充実」「保育・教育の充実」「社会参加の充実」ということで、これは分野別施策の中に位置付けられておりますが、特にこの3点について施策の特徴について触れさせていただきます。

まず「生活支援の充実」につきましては、障害者児の生活支援を充実させていくためには、情報提供や相談体制の整備、在宅福祉サービスの充実、施設整備そして保健医療体制の整備等が必要となります。前回のアンケート調査の結果を見ると、町の広報等を中心に、必要な情報を入手しておりますが、今後も関係機関等とのネットワーク化の推進と絡めまして、情報提供の方法、手法も含め検討し、充実を図る必要があるものと考えております。

また、生活支援には、在宅福祉サービスの充実や福祉施設の整備も欠かせません。各種サービスを利用しやすく、そして、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に保育・教育の充実につきましてはですが、幼児保育と学校教育の間で、連携のある悪さが指摘をされております。保育指針等の改正により若干改善は進められましたが、教員交流を含めた環境整備の検討を図る必要があります。同様に障害児保育、教育相談体制、障害児教育の充実、そして交流教育の充実を図るよう求められておるところでもございます。

3点目として、社会参加の促進についてでございますが、障害者児にとっては社会参加は最も重要なことですが、前回のアンケート調査の結果からも、身体障害者で14.6%、知的障害者で20.3%、精神障害者で5%と就労している方は少数であります。

そこで障害者の雇用環境の整備を図るために関係機関との連携を取りながら、雇用の促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

その他といたしまして、計画推進のための今後の重点施策といたしまして、共生社会の実現に向けての取組みでございますが、相互理解、差別防止への取組み等を内容として説明させていただきます。

本町では、ノーマライゼーションの広まりとともに、近年では障害のある人が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスは徐々に充実してまいりました。しかしながら、いまだに障害のある人は誤解や偏見により障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活のさまざまな部分で暮らしにくさを感じております。

住み慣れた地域で社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思うのはすべての人々の共通の願いです。そこで障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組みを進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるために、平成18年10月に制定され翌19年7月から施行されました。

障害のある人に対する差別の多くは、誤解や偏見など障害のある人に対する理解が不十

分であることから生じています。

また差別は、それとは気づかずに行われることも多いことを考えれば、差別をなくす取り組みは、さまざまな立場の住民がお互いに理解を深め協力し合って進めていくことが重要です。このためこの条例では、すべての障害のある人は障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしく地域で暮らす権利を有すること。

障害のある人に対する差別をなくす取り組みは、障害のある人に対する理解を広げる取り組みと一体的に行うこと。

障害のある人に対する差別をなくす取り組みは、さまざまな立場の住民が、それぞれの立場を理解し、相互協力することにより、すべての人はその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨とすることを基本理念として定められております。

これは障害者基本計画にも規定されておるところでございます。

したがって、相互理解、差別防止への取り組みも含め施策の具体化に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者当事者の施策への参画でございます。

昨年3月に策定いたしました大網白里町地域福祉計画は障害者計画や障害福祉計画を始めとする各分野における福祉計画の基本計画に相当するものですが、同計画策定委員会委員として障害当事者2名の協力を願うなど、今回の障害者計画等策定懇話会委員としても、17名のうち障害当事者から2名。知的・身体・精神の3障害の家族会などから3名、また、公募により障害者の参画を求め、1名の参画をお願いいたしましたところでございます。

次に、総合的な生活相談体制の確立でございますが、関係部署、関係機関との連携を前提に説明をさせていただきます。

本町では、住民一人ひとりが障害を自分自身の問題にとらえ心のバリアフリーを実現するとともに、障害者が生きがいを持ち、住み慣れた地域、社会で自立した生活が送れるような社会の実現を目指した各種福祉サービスの供給体制の確立が強く求められております。

そのためには、そこで障害者やその家族等が抱える悩みや不安に応えるための相談や、障害者自立した生活の支援や、また、障害者の適性に併せて施設利用を図るため、障害種別に応じた専門員の派遣や、移動手段の確保など、社会参加促進を始め、町の施策情報等を、いち早く障害者の方々にいかに伝え相談するかが今後の大きな課題となっております。

現在、町における相談活動の実態は障害者の相談員や民生委員、児童委員による相談を主として行っておりますが、周知の遅れや、町相談員のところまで出向くことや、相談することが負担になっている方々が増えてまいっております。

そこで障害者が気軽に相談できる支援体制をつくるためには、総合相談窓口の設置を進めるとともに、関係機関や障害者団体との連携によるネットワークづくりの構築を図り、きめ細やかな支援体制の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各施策の具体的方策といたしまして、生活支援の充実でございますが、前回のアンケート調査結果では相談窓口の一本化や相談機能の充実が31.5%と高い割合であった

ため、窓口スペースの拡充や相談室の設置を図ってまいりましたが、相談機能に課題が見受けられるので利用しやすい、相談に来やすい機能の拡充を目指して、関係機関との連携も含め検討してまいります。

保育・教育の充実についてでございますが、障害を理由に分けられることなく、特別な教育ニーズに併せた教育ができるようにする必要性が求められるとともに、当事者の意思尊重と教職員の意識の改革、支援体制や、環境の整備を併せて行うことが求められています。

特に障害の発生に早期対応ができるように乳児健診や保健師による訪問等の充実と併せて、発達障害を含む簡易マザーズホームや幼児教室を充実させるとともに、保護者と職員が一体となった教育の充実を検討してまいりたいと考えております。

次に、社会参加の促進でございますが、先ほども述べましたが、アンケート調査の結果では、現在終了している方は身体で 14.6%、知的で 20.3%、精神で 5 %と就業状況の厳しさがうかがえます。

このため、町内の地域活動支援センターや就労訓練施設、家族会を取り込んだ地域連携によるネットワークの構築など検討し、地域の行動や活動への参加が容易になるよう各種福祉施策や、行事の情報提供方法などについて協議し、参加しやすい内容を検討してまいります。

「２．障害者施策の実施における課題」でございますが、制度面、社会経済面等を含めて直面している課題について述べさせていただきます。

まず、総論といたしましては、障害者自立支援法の施行により就労移行支援等、新たなサービスが提供できるようになりましたが、本町では広報や町のホームページへの掲載や、指定相談支援事業者等の相談機関との連携を密にし、個別ケースに対応したサービスの提供に努めてまいりましたが、新法におけるサービス内容の複雑化により、障害者や保護者のサービス内容の理解が得られず、障害者や保護者が真に望むサービスを自ら選択することが困難となっております。

また、前回のアンケート調査結果を見ると、悩みや困ったことを誰に相談するかでは、親族、親戚と答えた方が過半数を超え、現在、町の相談活動については、町の窓口や指定相談支援事業者等を主体として行っておりますが、町や指定相談支援事業者等のところまで出向くことが負担に感じる方が増えているため、相談体制の見直しを図るとともに、現在、世間体等を理由に、障害者手帳の交付や支援を望まない方でも積極的に相談や支援が受けられる身近な相談や支援体制の整備の検討も急務であります。

分野別内容といたしましては、生活支援について、従来の支援費制度では、施設において利用者の送迎を行ってまいりましたが、障害者自立支援法の施行に伴うサービス体系見直しにより、施設での送迎が困難となり、市町村事業にて移動支援事業を行うことが急務となりました。

しかしながら、移動支援事業にて施設の送迎に対応した場合、市町村の負担が過大とな

るため、社会参加時へのヘルパーの付き添いについての利用にとどまっております。

また、支援費制度化においては、視覚障害者に対するガイドヘルパーの派遣を実施しておりましたが、障害者自立支援法では廃止され、移動支援事業に依存する傾向となっておりますが、ガイドヘルパーの廃止による経過とともに、有資格者の確保が困難であり、視覚障害者の受け入れができる事業所が過少となってしまっているのが現状でございます。

次に、保育・教育についてでございますが、発達の遅れなど障害の早期発見や、療育指導を行うため簡易マザーズホームや保健師による発達相談を行っておりますが、いずれも就学全の指導や相談であり、就学後の指導や相談を行うための心理判定員などの専門職員の配置が困難であるとともに、政令市のような療育センターなどの社会的資源もないため療育指導の充実が困難な状況であります。

次に、雇用・就業についてでございますが、職親委託事業の実施や各就労訓練施設との連携により、障害者の就労に努めてまいりましたが、職親委託事業者の減少傾向や各就労訓練施設での訓練終了後の就労先の確保が困難であるため、福祉作業所や地域活動支援センター等の軽微な就労訓練を行う施設の利用が増加している傾向であります。

しかしながら、国、県の補助金が削減され、町の補助金に依存する傾向となり、受け皿となる事業所の運営が困難となりつつあります。そのため本町では、現在福祉作業所や地域活動支援センターとして運営している事業所と連携し、障害者自立支援法に基づく施設への移行を目指しておりますが、事業所における人材の確保や作業メニューの開拓等課題があり、スムーズな移行ができない現状にあります。

「３．その他」、今後の検討といたしましては、施策を展開していくためには、さまざまな課題の解決が必要となりますが、本町では今年度に障害者計画と障害福祉計画の見直し作業を実施しており、アンケート調査や、障害者ヒアリングを通して広く意見を聴取し、課題解決のヒントをいただきながら計画を策定し施策の展開に努めていきたいと考えております。

特に、現在策定中の障害者計画等の見直しに際し、健康福祉千葉方式に基づき、障害当事者や一般住民、関係機関等にて構成する策定委員懇談会のみならず、障害者種別ごとの部会を設置し、今後の障害の状況に応じた日常生活や社会生活上の課題の整理や検討を盛り込んだ住民参加型によるきめ細やかな計画の策定を目指しております。

以上で説明を終わりますが、内容不十分な点については御容赦いただきたいと存じます。

以上でございます。

○内閣府 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、河下課長様、お願いいたします。

○河下課長 福井県敦賀市福祉保健部地域福祉課の河下です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料３をごらんいただきたいと存じます。

「１．障害者施策の概況」から申し上げます。

「基礎的情報」といたしまして、地理的には敦賀市は福井県のほぼ中央部に位置し、周

圏は北に敦賀湾を抱いて日本海に面し、東は福井県南越前郡及び滋賀県伊香郡に、南は滋賀県高島、伊香郡の両郡に、西は福井県美加郡にそれぞれ接して、東西約 14km、南北約 26km で面積が、251Km²となっています。

市の西側から南東にかけまして、三方に山岳が連なり、高さ 914m の野坂山を始め、山が起伏し、敦賀湾と平野部を囲んでいます。

日本海に面する敦賀湾は、東西約 8 Km、南北約 12km で、その海岸線は約 54km にわたり自然の良港を形成しています。

現在日本原電一、二号基と日本原子力開発機構の高速増殖炉原型炉「もんじゅ」があり、日本原電三、四号基増設の準備工事が行われているところであり、原子力発電所立地市であります。

次に、人口ですが、昭和 12 年 4 月 1 日に市制が敷かれ、人口 3 万 1,840 人、戸数 6,327 戸でありました。

その後、市制の発展とともに、昭和 30 年、近隣 5 か村を編入し、人口は著しく増加していましたが、平成 2 年以降、ほぼ横ばい状態となっています。裏の資料 1 の敦賀市の人口構成をごらんいただきたいと思います。

平成 20 年 9 月時点で 68,920 人となっています。平成 13 年の 68,960 人から、平成 17 年まで、微増傾向が続いた後、平成 18 年に減少に転じております。人口 3 区分の人口構成は、0 歳～14 歳の年少人口比率が低下し、65 歳以上の高齢化率が上昇する傾向が続いており、高齢化率は 21.6%となっています。

次に、障害者数ですが、障害者手帳交付状況としまして、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の合計交付人数は、平成 15 年の 2,937 人から年々増加しており、平成 20 年は 3,622 人で、平成 15 年と比べると 685 人増加しています。

障害別では平成 15 年と平成 20 年の比較で身体障害者手帳保持者が 490 人、療育手帳保持者が 85 人、身体障害者保健福祉手帳保持者が 110 人の増加となっております。

総人口に占める手帳交付者の割合も上昇傾向で推移しており、平成 20 年は約 5.3%となっています。

次に資料 2 をお願いいたします。

身体障害者手帳等級別交付状況でございますが、平成 20 年の身体障害者手帳保持者数は、2,930 人となっております。平成 15 年の 2,440 人に比べ、5 年間の増加数は 490 人となっています。

1、2 級の重度障害者は全体の 42.9%となっています。

次に障害種類別の交付状況は、平成 20 年では肢体不自由が 55.2%と半数を超え、次いで内部障害が 29.4%を占めており、2 つの種類で 8 割以上を占めております。

次に資料 3 をお願いいたします。

「療育手帳交付状況」でございますが、平成 20 年の療育手帳交付人数は 431 人となり、平成 15 年の 346 人から、5 年間で 85 人増加しています。手帳区分では、A 表示保

持者が 181 人で、B 表示保持者は 250 となっています。

次に、精神障害者の状況でございますが、平成 15 年の精神障害者保健福祉手帳保持者は 151 人でしたが、その後毎年増加しており、平成 20 年は 262 人でこの 5 年間で 111 人と大きく増加しております。

手帳区分では、5 年間で 1 級保持者が 14 人、2 級保持者が 88 人、3 級保持者が 9 人増加しており、1、2 級保持者が増加しております。

資料 4、敦賀市内の障害福祉サービス事業所等の状況でございますが、自立支援給付として 21 の事業を実施しており、市内では 34 事業所、市外では 45 事業所を利用し、512 人がサービスを受けております。

特に身体障害者を受け入れる施設が市内になく、市外の施設を利用せざるを得ない状況となっています。

地域生活支援事業として 6 事業を実施しており市内では 18 事業所、市外では 3 事業所を利用し、214 人がサービスを受けております。

特に養護学校の放課後、夏休み等の一時預かりの施設が市内に 2 事業所ありますが、少人数しか預かれないため、市外の施設を多数の方が利用しております。

次に、障害者の雇用率でございますが、これは平成 19 年 6 月 1 日現在のものですが、ハローワーク敦賀管内で 1.43% となっております。敦賀管内においては、中小企業で雇用されている障害者が多く、就業中の障害者数は 312 人となっており、その内訳は身体 145 人、知的 148 人、精神 18 人でございます。

また、19 年度就職者数は 45 人となっており、その内訳は身体 25 人、知的 16 人、精神 4 人でございます。

次に、障害者施策の特徴としまして、まず敦賀市障害者基本計画については、国が定めた障害者基本計画の 8 分野のうち、国際協力以外の 7 分野を網羅し、その中で 6 つに分けて策定をいたしております。そのうちの 4 分野について申し上げたいと思います。

アの啓発・広報・情報でございますが、情報を取得することなどコミュニケーションが難しい聴覚障害者の方への対応として、市役所地域福祉課に手話通訳の職員を配置し、窓口対応と、毎年、手話奉仕員養成研修会を実施しております。

今年度は手話通訳技術の向上のための手話奉仕員レベルアップ講習会を実施しております。

また、社会福祉協議会においては障害者への理解を深めるため福祉教育ボランティアの育成に力を入れており、障害者の相談窓口としては 3 事業所に委託し連携を取って対応しております。

イの保健・医療ですが、障害者医療の助成事業について、県補助対象以外に市単独事業として 4 級の障害者も対象に行っております。

保健の分野では健診等で気になる子の発見に努め、その後のフォロー教室にて発達相談を実施し、医療機関・療育機関と連携を持ちながら、母の育児力が高まるための支援を行

っております。

ウの福祉ですが、特定疾患患者、国の 45 疾患と市単独 15 疾患に対し年 1 回の見舞金を支給しています。

また、市立で児童デイサービスを実施し、障害児の早期療育に努めています。

重症心身障害者福祉手当を県補助対象以外に、年金受給者等についても拡大し実施していますし、重度障害者 1、2 級の方にタクシー利用助成事業を市単独で実施しております。

エの生活環境ですが、災害時要援護者避難支援制度として、平成 18 年度から重度障害者の災害時の要援護者台帳登録制度を実施しております。

これは独り暮らし高齢者や障害者の方など、日常から家族の支援を受けられない方、または家族だけでは支援が困難で何らかの助けが必要な方を対象として、災害時に地域の中で避難支援を受けられるようにするための制度で、今年度は市内各地区に災害時の避難支援マップの作成を依頼しているところでございます。

次に「障害者福祉計画の基本理念」でございしますが、障害すべての方々が、地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指し「ふれあいと温もりのあるまちづくり（自立と参加の支えあい）」としております。

「その他」でございしますが、「共生社会の実現に向けての取組み」については、社会福祉協議会を中心として学童期から障害者への理解を深めるための交流活動や障害者に対するボランティアの養成活動を推進しています。

関係機関との連携については、個々のケースにおいて、必要な関係機関と個別支援会議の実施等で連携を図っています。今年度から自立支援協議会に相談支援部会、就労支援部会、生活支援部会の 3 部会を設置しており、今まで以上の連携が図れることを期待しているところでございます。

障害当事者の施策への参画については、自立支援協議会の全体会及び各部会の構成メンバーに各障害者団体からの代表者をお願いしています。

また、障害者福祉計画策定時には障害者の方へのアンケート調査を行い、実態把握等に努めております。

次に、障害施策の実施における課題でございしますが、障害者自立支援法に基づく新体系事業で標準利用期間が設定されている「就労移行支援事業」でございしますが、就労に結び付けようと思っても受け入れ企業がないため期限内に就労できないケースが多くあります。その場合に他のサービスへの移行といっても、サービス内容が合わないため、変更も難しくそのようなケースを今後どのしたらいいかということが課題になっております。

次に、施設利用について、報酬が日額化したため、体調等によりサービス利用を休むことが多い、特に精神障害施設の経営面での不安が多く、職員の数、施設ともに低下になりやすいと思われます。

次に、障害者基本法において、障害者の規定は身体、知的、精神の 3 障害の規定でしかなく、障害者自立支援法においても、その 3 障害を対象としています。発達障害者につい

ては発達障害者支援法において定義され、国及び地方公共団体の責務として支援を行うこととなっておりますが、具体的に実際の福祉サービス等の対象とはされておらず、特に知的障害を伴わない発達障害者の場合、必要な福祉サービス等の対象とならず、支援する側としても苦勞している状況でございます。

次に、サービス利用を希望しても、人口や障害者数が少ないため、施設での受け入れや在宅でのサービス提供量に限界があり、要望どおりにならないことも多く、行政への不満が募っている状況です。

近隣の状況を見ても同じ状況以下のためサービス機関を共有するという状況もなく困っております。特に介護保険と違い障害福祉サービスの利用については、社会参加のためなども理由としているため、要望に限りがなく、日に日に増大しているように感じております。

特に障害児者をお持ちの方からの要望は多く、実際に障害でない場合には、家族等で対応するであろうおけいごと、娯楽等でも社会参加のためのサービス利用としてヘルパーによる移動支援等だと言われ利用している。これでよいのかという疑問を感じているところでございます。

次に、市に対し障害者団体等から施設建設やサービス事業者を増やすこと等を要望されますが、施設建設については民間においては報酬等の経営的な問題や人的問題。新たにヘルパー等になる人がいない。肉体的にも精神的にもきついのに給料が安いということから、新たな施設整備や、事業拡大は難しく、そこでまた不満が募っていきます。

次に、障害者自立支援法において、特に地域生活支援事業は市町村の裁量に委ねられるところが多く、小さい地方の市町村と都会ではサービスの提供量及び財政力にも大きく違い、格差が拡大しているように感じます。当事者の人は支援が進んでいる市町村の情報で、なぜできないかを訴えられることがあり困ることがあります。

以上のような課題というか問題点がございます。

次に「その他」として、今後は、地域自立支援協議会等において、当事者も含めて、みんなが見えるような形で関係機関のネットワーク強化を図っていきたいと考えております。

また、現状の課題等で類似する問題については県内他市町と連携を取り、県のリーダーシップの下、今後について検討していく必要性を感じています。

以上で終わらせていただきます。

○内閣府 どうもありがとうございました。

お二人の課長さんから御発言をいただいたところでございますけれども、佐藤課長さんの方から、補足の御発言がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

河下課長さんの方からは、今、お話を伺ったところですが、特に補足はございませんか。

○河下課長 特にありません。

○内閣府 それでは、お二人の課長さんからお話を伺いましたけれども、今の御発言について、何か質問などがありましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

いいですか。

それでは、内閣府から1つ2つ伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

最初に佐藤課長さんの方ですけれども、特に千葉県の条例の話についていろいろ御紹介いただいたところでございますけれども、具体的に市町村のレベルで差別の防止に関して、具体的な取組みとしてどういったことをされているのかということを御紹介いただければと思います。

似たような御質問かもしれませんが、河下課長さんの方ですが、千葉県等には条例がありますけれども、福井県の方にも人権尊重の社会づくり条例という条例があって、そこでは障害者を含めた人権尊重の社会づくりということが規定されておるわけでございますけれども、そういった差別の防止、障害者の差別の防止に関して、共生社会ということでのお話がございましたけれども、何か意識した取組みというか、具体的なものがもしあれば御紹介いただきたいと思います。

では、最初に佐藤課長さんの方からお願いできますでしょうか。

○佐藤課長 それでは、千葉県の障害者条例と申しますか、その取組みについてでございますが、これは障害のある人、それからその保護者、関係者、こういった方々が、障害によりまして差別もしくは不利益等を受けた場合、これは千葉県における広域的な地域での相談員という制度が設けられております。

あと、それぞれの自治体においても細かく網羅するという形の中で、3障害に分けて、知的、身体、精神という形で、それぞれ相談員が各1名以上を設けられております。そういった相談員の体制によりまして、それを広報等によりまして周知を図っている。そういったことで、もしそういった問題が出た場合については、地域相談員やもしくは自治体に設けられました各部門別の相談員の方々へまず連絡が行きまして、その相談員の方が公正中立となった中で、まず相談を受ける。

そういった相談を受けた中で、もし課題等問題が明らかにあるよということでありまして、それらの関係者との間に立ちまして、県との調整を図った中で、これはそれぞれの地域に健康福祉センターという昔の保健所に該当するものでございますが、それぞれの地域福祉センターの中でそういった調整に携わる機関がございますので、相談員の方々が、そちらの方へ報告等を行った中で、今後の対応について、どのようにしていったらいいのかということ踏まえた中で調整を行いまして、最終的にそれら不利益等を受けた方々がその地域の中で、最終的には継続して生活ができるように、今以上に生活のレベルがアップするような形での対応が図られるというような制度的な取り組みなされておるところでございます。

簡単ではございますが、そのような形になっております。

○内閣府 今のお話の中で具体的に町のレベルで関与する場面というか、仕事としてはど

ういったことがございますでしょうか。

○佐藤課長 町といたしましては、やはり健康福祉センターとの連携、相談員との連携を図った中で、先ほども申しましたが、1,874何十名の障害を持った方々がいらっしゃいますので、それぞれの団体、身体障害者福祉会とか、そういったところへ、こういったようなことがありましたと。今後このようなことがないように、こういったような形の解決がされましたという形で、それぞれ総会とか、そういったものを経た中で報告等を行ったりとかいたしまして、障害を持たれている方々が生活しやすいような、そういった情報提供を町としては心がけているという状況でございます。

課題の改善に当たりましては、相談員から、健康福祉センターへ報告されるわけですが、報告を受けた中で間接的に個人情報等を重視しながら、協力をいたしておるのが実情でございます。

そのような形で市町村としては関与しているところでございます。

○内閣府 どうもありがとうございます。

河下課長さん、いかがでございますでしょうか。

○河下課長 敦賀市の場合も、地域の相談員という方がそれぞれおりまして、問題があれば市の地域福祉課の方へ言うてくる。それに対してこちらの方でまた関係機関等で対処するという形で行っておるんですが、特別にこれといったものはないです。

○内閣府 どうもありがとうございます。ほかに各省で何かありますか。

○佐藤課長 今の説明の中で不足の点がありましたので、例を挙げて説明したいと思えます。

仮に虐待等が障害を持たれている中で発生した場合、その場合ですと障害のある人が地域相談員もしくは各市町村の相談員の方にまず相談をいたします。そういたしますと、その相談の内容に応じまして、健康福祉センターの方へその報告が行く。それと併せまして、関係行政機関ということで地元の市町村等にも連絡が入るようになっております。

その通報を受けまして、状況として保健師もしくは相談員等の要請等がありましたら、その際については市町村においては保健師の派遣、もしくは相談等に応じたりもしております。

そういったような形で最終的に解決までそれぞれの機関が関与した中で行っていき、最終的にはこれが保健センターの方へ報告が行って、収束という形になるようなシステムになっております。

以上です。

○内閣府 ありがとうございます。

それでは、各省から何かこの際ですから御質問等ありましたらお願いしたいと思います。特にないようですので、内閣府からまた一つ質問させていただきます。

今回、それぞれの課長さんからお話を伺っていく中で障害者の方とか、あるいは住民の方に対してアンケート調査をされているというお話をそれぞれございましたけれども、佐

藤課長さんの方では町民アンケートということで実施をされてきて、その評価分析をいろいろされてきているということでございますけれども、その町民アンケートというのは障害者、あるいは健常者を含めたものだと思いますけれども、具体的に対象者や、頻度、今後の御予定、あるいは規模などがわかりましたら教えていただきたいと思います。

同時に伺って恐縮ですけれども、河下課長さんの方も、いただいたレジュメの中に障害者の方へのアンケート調査ということで、計画策定時に実施されるということでございましたけれども、その規模あるいは障害者以外の一般の方のアンケート、特に今後差別の問題ということになってまいりますと、一般の方の理解と協力ということが不可欠になってこようかと思いますが、そういった障害者施策に関して、一般の方の意向を聞くというようなことは、これまでされてきているかどうか。また今後の御予定として、どうかということで御発言いただければと思います。

最初に、佐藤課長さんの方からお願いいたします。

○佐藤課長 それでは、本町におけるアンケート調査ですが、今回見直しということで今実施しておるところでございますが、まだ結果が出ておりませんので、前回の平成14年度に行いました内容で説明させていただきます。

まず、調査に当たりましては3障害について、全員の方を対象にアンケート調査票を配布させていただいて、回収を進めました。前回は、身体障害者につきましては、当時対象者数が996名であった。今回は1,471名ということになっておりますが、その方々に行いまして、最終的には336人の方から回収がありました。回収率としては33.7%ということでございます。

また、知的障害につきましては、平成14年時点ですと、161人の方に調査票を配布させていただきました。現行ですと263名となっております。

当時につきましては、161人に対して、回収率は74名ということで、回収率は46%という状況でございます。

精神につきましては、保健福祉手帳は140名ということになっておりますが、当時は調査対象者数が191人ということで、回収は60人の方から行われ、回収率については31.4%という状況になっております。

今回につきましては、身体で1,471名、知的で263名、精神の方で140名の方、それから一般ということで、やはり障害のある人もない人もという観点から、一般の方についても前回につきましても今回につきましてもアンケートの実施を行っております。今回につきましては、2,000人の方を対象に、無作為抽出ということで配付をさせていただいたところですが、平成14年調査時においては、1,981人の方に配布を行いまして、回収については561名の方からございました。回収率としては28.3%という形で、一般の方については回収状況が落ちているような状況となっております。

状況としては概略はそのような形になっております。

それから、アンケート調査と同様に、障害者関係団体といたしまして、知的障害、当時

ですと福祉作業所等、そういった障害をお持ちの方々が通所、もしくは授産施設等を、利用されておりますので、そういった施設等に赴きまして、どのようなことで利用され、どのようなところに課題があるのかというところについて、前回調査を行ったという経緯が残されております。

以上でございます。

○内閣府 ありがとうございます。河下課長さん、いかがでございましょうか。

○河下課長 アンケートは平成 17 年に障害者福祉計画を立ち上げたときに障害者の方に送ってあるんですが、今、数字の資料を持っておりませんので、あれなんですけれども、今年は事業者の方に、問題点とか、いろいろアンケートを取っております。その資料も持っていないので、数についてはちょっとわかりません。

○内閣府 どうもありがとうございました。

各省から特に御質問はないということでよろしいでしょうか。

それでは、本日は大変遠方から御出席をいただきまして、ありがとうございました。冒頭申し上げましたように、本日、障害者施策の在り方に関してのヒアリングということで伺っているところでございますが、今後この会議での検討に当たりましていろいろ参考にさせていただきたいと思います。

本日伺ったお話に関して、また個別にお話、御説明を伺うということがあるかもしれませんが、その際はまたよろしく願いしたいと思います。

先ほど河下課長さんの方から、障害者基本法は 3 障害しかないということで、発達障害が除かれているというような御発言があったかと思いますが、一応名称としては 3 障害になっておりますが、概念としては、発達障害も含めた概念だというふうに理解をしているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして「第 21 回障害者施策推進課長会議」を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。